

港湾運送事業者に対する行政指導について

関東運輸局

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政指導を行った。

事業者				違反事項		行政処分等事項	
港湾名	事業者名	住所	事業の種類 (事業の内容)	違反概要	該当条項	行政指導	行政指導年月日
鹿島港	鹿島港湾運送株式会社	茨城県神栖市居切660-4	一般港湾運送事業	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和6年4月16日
京浜港	澁澤倉庫株式会社	東京都江東区永代2-37-28	一般港湾運送事業	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和6年4月16日